

第3 火災が発生した場合の行動について

- 1 火災が発生させた者又は火災を発見した居住者は、大声で他の居住者に知らせる。
- 2 119番通報は、火災が発生させた者又は同一階の居住者が協力して行う。
- 3 初期消火は、消防隊が到着するまで居住者が協力して行う。
- 4 玄関から避難できない場合にあつては、バルコニーの仕切板を破壊して隣戸から安全な場所へ避難を行う。
- 5 その他（ ）

第4 地震時の行動について

- 1 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- 2 地震が発生した場合は、使用中の火気の使用を中止する。
- 3 各設備器具は、安全を確認した後使用する。
- 4 その他（ ）

第5 訓練について

- 1 防火管理者は、居住者に対して消防用設備等・特殊消防用設備等の設置場所及び使用方法、避難経路等の周知徹底を行う。
- 2 居住者は自治会等が実施する地域の訓練に積極的に参加して訓練を行う。
- 3 居住者は、消火器を用いた消火訓練を積極的に行う。
- 4 その他（ ）

第6 消防用設備等・特殊消防用設備等の点検及び報告について

消防用設備等・特殊消防用設備等は、点検設備業者に委託して行うものとし、 年に 回消防署に報告する。

第7 その他

第8 防火管理業務の一部委託について（ 該当・非該当 ）

受託者の氏名・住所等	
委託状況	
その他	

第9 避難経路図

